

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務委託契約書（案）

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは甲の飲食施設の運営業務について、次の条件により委託契約を締結する。

（委託場所）

第1条 甲は、下記の表示物件（以下「本物件」という。）における飲食施設業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

物件の表示：福井県福井市安波賀中島町8-10

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 1階 飲食施設（別紙図面のとおり）

面積 79.6㎡

（目的）

第2条 本契約は、甲において提供するサービスの一環として、甲の利用者等に対し飲食施設を開設し、別紙「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務運営することで、甲のイメージアップと利用者等がくつろげる空間づくりに寄与することを目的とする。なお、使用目的以外の目的のために使用してはならない。

（期間）

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（営業条件）

第4条 営業日および営業時間は、甲の開館日および開館時間を踏まえ、甲乙協議の上定めるものとする。なお、甲乙協議で定めた営業日等は甲の許可なく変更することはできない。

2 乙は、本契約に基づく営業の遂行に必要となる行政上の各種許認可を必要とする場合は、乙の費用負担により行わなければならない。

3 乙は、商品搬入等営業準備行為について甲の指示に従わなければならない。

4 甲が行う博物館事業に対して、乙は最大限の協力をするものとする。

5 販売促進活動を、甲乙協議の上実施することとする。なお、原則として費用は乙の負担とする。

（受任者の責任）

第5条 乙は、自らの名義と責任をもって委託業務遂行上の一切の取引を行う。

2 乙は、甲の品位および信用保持に留意し、これを傷つけることのないよう誠実に営業を行う。

（売上の管理、報告）

第6条 乙は、毎営業日の売上金を、乙の責任をもって管理しなければならない。

- 2 乙は前項により報告した売上高について、毎月1日から当月末までを集計し、翌月20日までに甲に報告しなければならない。
- 3 本条に定める売上高とは、現金販売、クレジットカードによる販売、掛売りその他本物件において乙が取得するすべての売上とする。
- 4 売上高に係る売掛金、未収金、債券回収経費、回収不能損失その他一切の費用は乙の負担とする。
- 5 甲は売上高の確認のために必要があるときは、乙の売上帳簿および売上金を入金する銀行口座の通帳を検査することができる。

(管理手数料)

- 第7条 乙は甲に対し、営業に係る管理手数料を甲の指示する方法および納入期限までに支払わなければならない。
- 2 管理手数料は前条第3項により報告された額に10%の割合を乗じて得た額(1円未満は切り捨てる。)とする。ただし、県は、出店者からの申請に基づき、販売品目の一部を管理手数料から除外することができるものとする。

(管理手数料の改定)

- 第8条 前条に定める管理手数料の改定に関しては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(光熱水費の負担)

- 第9条 甲は、次の使用量について、当該月の光熱水費使用料の単価に基づき当該月の専用メーターの表示する使用量を計算し、三半期ごとに乙に納入通知書を送付するものとする。
- (1) 乙が本物件において使用した電気量
 - (2) 乙が本物件において使用した水道量
- 2 乙は、前項の納入通知書により、その指定する場所において納入期限までに支払わなければならない。ただし、支払いに係る費用は乙の負担とする。

(設備の使用、持込)

- 第10条 甲は、委託場所に設置された、委託業務の遂行に必要な諸設備および物品(以下「基本設備」という。)を乙に無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、基本設備についていかなる権利も取得しない。
 - 3 乙は、甲の承認を得たうえで、基本設備以外の設備機器、什器備品類を乙の責任と費用負担により本物件内に設置することができる。

(厨房設備の使用、持込)

- 第11条 乙は、甲は所有する委託場所にすでに設置された、業務遂行に必要な厨房設備を使用することができる。
- 2 甲は、乙が必要とする厨房設備を無償で使用させるものとする。

- 3 乙は、既設の厨房設備についていかなる権利も取得しない。
- 4 乙は、甲の承認を得たうえで、甲が所有する厨房設備以外の厨房設備を乙の責任と費用負担により本物件内に設置することができる。ただし、当該設備の設置により甲の所有する厨房設備の撤去が必要な場合は、甲の負担にて撤去するものとする。

(修繕費の負担区分)

- 第12条 甲は、本物件の躯体、給排水設備、電気設備その他主要構造部分（以下「主要構造」という。）の修繕について責任と費用を負担する。ただし、甲の承認に基づき乙が整備した主要構造の維持費および修繕費については、乙が責任を負い、その費用を負担する。
- 2 甲が所有する厨房設備および乙が設置した厨房設備の維持費および修繕費については、乙が責任を負い、その費用を負担する。
 - 3 甲が第1項または第2項の修繕を行うため、本物件の一部または全部の使用を停止する必要があるときは、甲は1か月以上前に乙に通知するものとし、乙はこれを承諾するものとする。この場合、乙は甲に対し一切の補償を請求しない。
 - 4 乙は、乙の責に帰すべき事由による本物件の内壁、天井および床に関する修繕について責任を負い、その費用を負担する。
 - 5 乙は、乙の使用が主な原因により必要となる基本物品の修繕、補充および更新に関する費用を負担する。ただし、明らかに通常の使用による経年劣化等が原因の場合は、その限りではない。
 - 6 乙が修繕すべき箇所を発見したときは、その費用負担にかかわらず、速やかに甲に通知するものとする。

(延滞損害金)

- 第13条 乙が管理手数料および諸費用の支払を一部でも延滞したときは、乙は、延滞金額に対し延滞した期間の日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(譲渡、再委託および担保権設定等の禁止)

- 第14条 乙は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、再委託その他担保の用に供することができない。

(守秘義務)

- 第15条 甲および乙は、本業務を実施するに際して知り得た他の当事者に関する情報などは、第三者に一切開示、漏洩してはならない。また本条は契約終了後も引き続き有効に存続する。

(名称使用および広告表示等の制限)

- 第16条 本契約に基づき、乙が使用する店舗名称、ロゴおよびマーク等は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙が広告看板を設置し、または出入口、窓ガラス等に店名、広告、商標、ロゴおよびマーク等を表示する場合は、甲の事前承認および事後確認を得なければならない。
- 3 乙は本契約に基づく営業を行うにつき、甲の名義を使用するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、甲が販売品の包装紙など、甲の名義を使用することを乙に求めたときは協議に応じることとする。

(衛生管理)

第 17 条 乙は、本物件内およびその周囲を常に清潔に保ち、販売品の安全と衛生の確保に万全をきたさなければならない。

(原状変更)

第 18 条 乙が以下の各号に定める行為をするには、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の設備、造作等の模様替え（壁、天井、床等の塗装替えを含む。）、更新、新設、増設（コンセントの増設を含む。）、付加、除去、改造その他原状を変更する工事を行うこと。
- (2) 本物件内に重量物および受電大容量の機器を搬入・設置すること。
- 2 乙は、前項の工事を施工する場合は、甲の承認する方法でこれを実施する。
- 3 甲は、工事中であっても、その工事が博物館に支障をきたし、または原状回復に支障をきたすおそれがあると認めたときは、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 4 本条の工事により新設、増設、付加等した設備・造作等の管理はすべて乙の責任において行う。

(物品の使用、持込)

第 19 条 乙は、甲が所有する業務遂行に必要な備品および消耗品（以下「基本物品」という。）を使用することができる。

- 2 甲は、乙が必要とする基本物品を無償で貸与する。
- 3 貸与する基本物品は、1 年ごとに変更可能とする。
- 4 乙は、基本物品についていかなる権利も取得しない。
- 5 乙は、甲の承認を得たうえで、基本物品以外の什器備品類を乙の責任と費用負担により本物件内に設置することができる。

(損害賠償)

第 20 条 乙が博物館来館者または第三者に損害を与えたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙の責任と費用負担によりこれを解決しなければならない。

- 2 乙が躯体、造作、設備、展示物等に破損、汚損、故障その他の損害を与えたときは、乙は速やかに甲に対して報告するとともに、乙の責任と費用負担においてこれを修復するとともに、甲に損害を賠償しなければならない。

(免責)

第 21 条 甲は、以下の各号による乙の損害について、一切その責任を負わない。

(1) 地震、火災、水害等の災害

(2) 甲が委託者として通常行うべき注意を払ったにもかかわらず生じた、甲の設備に起因または関連した損害

(3) 盗難、示威行為または労働争議等により生じた損害

(4) 法令改正または行政指導等による休業に伴う損害

2 甲は、乙の業務に関連して博物館入場者または第三者に生じた損害については、一切その責任を負わない。

(点検)

第 22 条 甲は、博物館の保全、衛生、防犯、救護、その他管理上必要があるときは、その使用状況および造作等を点検し、必要に応じて適宜処置を講ずるよう乙に指示することができる。乙はこの指示に速やかに従わなければならない。なお、当該処置に要する費用の負担については、甲乙協議して定める。

2 緊急の場合または乙が前項の指示に従わない場合は、甲は乙に代わって本物件の使用状況を改善するために必要な処置をすることができる。

(維持保全義務)

第 23 条 乙は、本物件を使用するに当たっては、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境基本法、電気事業法その他建物および館内環境の保全に関する諸法令を遵守しなければならない。

2 乙は、甲の承諾なく以下の行為を行ってはならない。

(1) 過重量物、発火性の強い物その他危険物の持ち込み、その他建物保存上有害な行為

(2) 臭気、騒音によるほか営業執務の妨害等、甲または博物館来館者の迷惑になる行為

(館内規則等の遵守)

第 24 条 乙は、甲が定めた規則およびこれに基づく甲の指示を遵守するとともに、乙の使用人およびその他関係者にも遵守させなければならない。

(不可抗力による契約の終了)

第 25 条 天変地異その他不可抗力により博物館の全部または一部が滅失もしくは破損して本物件の使用が不可能となった場合は、本契約は終了する。この場合、甲乙相互に損害賠償を請求することができない。

(契約の解除)

第 26 条 乙において次の各号の一つに該当するときは、甲は催告なしに直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対して損害賠償を請求することができない。

- (1) 甲が物件を公用または公共の用に供するため必要とするとき、またはその他必要が生じたとき。
 - (2) 管理手数料の支払を3か月以上遅延したとき。
 - (3) 正当な理由なく、10日以上営業しないとき。
 - (4) 手形または小切手の不渡り処分、銀行取引停止処分があったとき。
 - (5) 本物件に強制執行の申立て、民事保全、競売または滞納処分がなされたとき。
 - (6) 解散議決がなされたとき、もしくは会社整理、破産、民事再生または会社更生の申立てがあったとき。
 - (7) 甲の信用を著しく失墜させる事実があったとき。
 - (8) 本契約を履行することが困難な状態に至ったとき。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
 - (10) その他、本契約の各条項に違反したとき。
- 2 前項第1号の規定により契約を解除した場合においては、乙は、これによって生じた損失につきその補償を甲に求めることができる。
- 3 第1項第2号から第10号の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

（原状回復等）

第27条 乙は、本契約の終了の日から2週間以内に、本物件を乙の責任と費用負担において以下の各号のとおり原状に回復のうえ、甲に返還すること。

- (1) 乙が行った本物件の変更工事部分を原状に回復する。
- (2) 本物件に乙が設置した設備、造作および乙の所有の物件を撤去するときは、乙が取り外して撤去する。
- (3) 乙の希望により甲が設置した甲所有の物件について、甲の取り外しの要求があるときは、乙が取り外して甲に引き渡す。
- (4) 乙は、本物件の設備、造作等の破損、故障または摩耗を乙の費用をもって修復し、本物件を原状に回復して甲に返還する。
- (5) 乙は、甲が貸与した基本物品に故障または破損があった場合は、乙の費用負担により修復し、原状に回復して甲に返還する。なお、契約期間中において甲に返還する場合も同様とする。
- (6) 乙は、乙が設置した厨房設備を撤去するときは、乙が取り外して撤去する。

2 前項において、乙が遅滞なく原状回復の処置をとらなかったときは、甲は乙の費用負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申し出ることができない。

3 第1項の工事については、乙は甲の指導監督のもとに行う。

4 乙は、甲の書面による承諾を得た場合は、乙が付加した設備・造作等を現状のまま新事業者に譲渡することができる。

5 乙が本物件を返還した後に残置した物件があるときは、乙はその所有権を放棄し、甲は乙の費用負担において任意にこれを処分することができる。

6 乙は、本契約終了後、乙が第1項の指定期間内に本物件を返還しないことにより甲が損失を被ったときは、その損害について賠償しなければならない。

(保存費、有益費償還請求権等の放棄)

第28条 乙は、その名目の如何にかかわらず、本物件について支出した費用の償還請求権および有益費の償還請求権等の一切を請求することができない。

2 前項の規定は、乙が設置した設備・造作等の買取請求に準用する。

(公租公課)

第29条 宛名名義の如何にかかわらず、乙の資産に賦課される公租公課については、乙の責任において乙が申告のうえ負担する。

(届出義務)

第30条 乙において本契約期間中に名称変更、住所移転、代表者の変更および登録印鑑の変更その他重要な事項に変更があった場合は、遅滞なく甲に対しその変更を証する書面を付してその旨通知する。

2 乙は、営業に従事する乙の責任者および従業員の氏名を文書にて甲に届け出なければならない。また、乙の従業員および責任者の変更があった場合、その旨を届け出なければならない。

(情報セキュリティの確保)

第31条 乙は、委託業務の実施において情報システムを使用するに当たっては、「福井県情報セキュリティに関する要綱」(平成15年1月7日福井県IT推進本部)を遵守し、情報セキュリティに関する必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

(グリーン購入)

第32条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(管轄裁判所)

第33条 本契約に関する権利義務について争いが生じたときは、福井地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第34条 本契約に定めのない事項および契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意を

もって協議して定める。

- 2 前項で協議し定めた事項については、覚書等を作成し、甲乙押印の上、各一通を保管し甲乙はその内容を遵守することとする。

(改元への対応)

第 35 条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、記名押印のうえ、甲乙が各 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 福井市安波賀中島町 8-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
館 長 湯川 直

乙